



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は、平成29年10月1日から

時間額 856円 (25円引上げ)

京都労働局 労働基準部 賃金室

① 最低賃金制度とは？

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます

*なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、当局HPをご確認ください。

② 使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。（最低賃金法第40条）

③ 最低賃金から除外される賃金はあるの？

最低賃金には、次の賃金は算入されません

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③ 時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など）、④ 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

④ 最低賃金の周知義務はあるの？

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）



厚生労働省

京都労働局・各労働基準監督署

H29.9.1

当該リーフレットのPDFは、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

昨年に引き続き、京都府最低賃金額周知用の京都独自ポスター（京都府最低賃金ポスターデザインコンテストの最優秀賞で製作）の掲示場所を探しています。

多くの府民が集まる「公共施設、公共交通機関、金融機関、商店街、スーパー等」でポスター掲示にご協力頂ける事業場からのご連絡をお待ちしています。

ポスターサイズはB2「H728×W515」、B3「H515×W364」で、平成29年11月下旬以降配布予定です。

最低賃金との比較方法

- ① 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
- ② 日給制の場合 日給額 \div 1日の平均所定労働時間（時間額に換算） \geq 最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給額 \div 1か月の平均所定労働時間（時間額に換算） \geq 最低賃金額
- ④ 出来高払制その他の請負制によって、定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額 \div

当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数 \geq 最低賃金額

月給制の場合の換算例

【例】 年間所定労働日数 252日、所定労働時間 毎日8時間、月給143,000円の方の場合

③の計算式にあてはめると、年平均1か月所定時間数は

・ 8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間 ですから

・ 月給 143,000円 \div 168時間 = 851.19...円 $<$ 856円

したがって、この場合は、京都府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反しています。

京都府最低賃金総合相談支援センターのご案内

最低賃金総合相談支援センターでは、中小企業、小規模事業者に対する賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じた専門家派遣等の支援も行っていますので、是非、ご活用下さい。「京都府最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

0120-420-825 saichincenter@chuokai-kyoto.or.jp

（受託団体名 京都府中小企業団体中央会 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館4F）

最低賃金額以上の賃金を支払ってもらえない等のご相談は 所轄の労働基準監督までお願いします。

京都上労働基準監督署	TEL 075-462-5112	京都下労働基準監督署	TEL 075-254-3196
京都南労働基準監督署	TEL 075-601-8322	福知山労働基準監督署	TEL 0773-22-2181
舞鶴労働基準監督署	TEL 0773-75-0680	丹後労働基準監督署	TEL 0772-62-1214
園部労働基準監督署	TEL 0771-62-0567		

最低賃金制度の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>】

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】

<http://www.saiteichingin.info/> 「最低賃金制度」 検索

当該リーフのPDFデータ、最低賃金会計統計資料、各種助成金制度のご案内他の

PDFデータは、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

トップページ右側、黄色いサイドバナー「京都府最低賃金856円」をクリック下さい。

